

国営土地改良事業計画変更取扱要領の細部運用

昭和 40 年 12 月 20 日付 40 農地 C 第 390 号（技）

最終改正 令和 7 年 4 月 2 日付 6 農振第 3070 号

各地方農政局長
北海道開発局長
沖縄総合事務局長 } 殿

農村振興局長

- 1 総合土地改良事業については、それぞれの土地改良事業計画ごとに個々に上記要領を適用するものとする。
- 2 要領第 1 の事項に該当しない事業計画の変更は、年度実施設計によって取扱うものとする。ただし、各年度実施設計書によって取扱う事業計画の変更が累積して要領第 1 のいずれかの事項に該当することとなるものは、この要領によって行うものとする。
- 3 要領第 1 の(1)の(7)及び(イ)における受益面積の増又は減が、それぞれの基準以下の場合であっても関係土地改良区との協議を了しておく必要がある。ただし、農地造成事業において新たに農用地外資格者のあるものにあつては、この者の同意を得ておく必要がある。

なお、市町村特別申請事業にあつては、関係市町村との協議を了しておくものとする。
- 4 要領第 1 の(1)の(7)を適用する場合における 5 % 以上又は 10ha 以上の増又は減とは、受益面積が新たに増加する部分と既定の受益面積が減少する部分とが併存している場合は、その差引合算面積が 5 % あるいは 10ha 未満のときであっても増加面積又は減少面積のそれぞれが 5 % 又は 10ha 以上であるものを含むものとする。
- 5 要領第 1 の(1)の(ウ)に規定する「事業目的」とは、用水改良、排水改良、畑地かんがい、農地防災、区画整理、開畑、開田、輪換耕地造成等とする。また、「造成農地の利用区分」とは、田、輪換耕地、普通畑、果樹園等に区分したものとする。
- 6 要領第 1 の(2)に係る平成 18 年 9 月 25 日農林水産省告示第 1272 号（土地改良法施行規則第 38 条の 2 等に規定する主要工事計画等であつて農林水産大臣が定めるものを定める件。以下「告示」という。）第一号(一)ア(エ)及び(二)ア(イ)は、次に掲げる事業について以下の場合を含むものとする。
 - (1) 農業用排水施設の新設又は変更のみを内容とする事業
施設の利益を受ける土地へ他の施設の利益を受ける土地の一部を編入することにより、当該施設の支配面積が 500ha 以上増加する場合、及び施設の利益を受ける土地の一部を他の施設の利益を受ける土地へ編入することにより、当該施設の支配面積が 500ha 以上減少する場合
 - (2) 農用地の造成を内容とする事業
施設の利益を受ける土地へ他の施設の利益を受ける土地の一部を編入することにより、当該施設の支配面積が当該事業全体の受益面積の 20% 以上増加する場合、及び施設の利益を受ける土地の一部を他の施設の利益を受ける土地へ編入することにより、当該施設の支配面積が当該事業全体の受益面積の 20% 以上減少する場合
- 7 要領第 1 の(2)に係る告示第一号(二)ア(ア)及び(三)ア(イ)の「二十パーセント以上の変更」とは、路線ごとの増加した延長の合計が総延長の 20% 以上となった場合、又は路線ごとの減少した延長の合計が総延長の 20% 以上となった場合を含むものとする。
- 8 要領第 1 の(4)に係る告示第二号の「公共工事の入札、契約の改善、技術開発等による費用の縮減による事業費の減額」とは、予定価格よりも安価に落札し、差額（請負差額）が生じることによるもののほか、農業農村整備事業等コスト構造改革プログラム（平成 15 年 4 月 1 日生産局長・農村振興局長策定）等による事業費の減額をいう。
- 9 要領第 1 の農村振興局計画変更審査委員会の審査については、あらかじめ計画変更概要書を作成し、変更前後

の計画概要と変更事項を対照記載して変更するに至った経緯と理由を明らかにするものとする。事業費については、工種ごとに変動内訳（次に掲げる変動ごとの内訳）を明らかにした一覧表を附するものとし、別に地元負担に関する検討資料を作成するものとする。

（１）平成 21 年度以降の予算に係る営繕費及び宿舍費並びに平成 22 年度以降の予算に係る農業生産基盤保全管理・整備事業等工事諸費（食料安定供給特別会計国営土地改良事業勘定に係るものについては土地改良事業工事諸費）の変動によるもの

（２）（１）に掲げるほか、次に掲げる変動によるもの

（ア）物価又は労賃の変動

（イ）事業量の増減

（ウ）工法変更による変動

（エ）第 8 に定める事業費の減額

添付図面のうち変更事項に関係あるものは、変更前の図面に変更部分を明示する。ただし、一般計画平面図は、変更後の図面に変更部分を明示するものとする。

附 則

この通知は、令和 7 年 4 月 2 日から施行する。